

亀山市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年7月11日

亀山市長 櫻井 義之

1 名称

名越自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 不動産の維持管理及び運用
- (4) 区域住民の健康増進及び福祉向上を図るための諸行事

3 区域

本会の区域は、亀山市田村町1363番地4、1363番地8、1363番地10から12、1363番地17、1363番地19から22、1363番地24から27、1366番地1から2、1375番地2から5、1375番地9、1375番地10から22、1375番地24から25、1375番地37、1390番地3、1397番地5、1398番地1、1398番地3から5、1400番地6から8、1411番地1、1469番地、1527番地1、1528番地、1531番地1、1533番地、1535番地2、1552番地、1554番地、1556番地、1561番地、1565番地、1566番地1、1568番地、1570番地1、1571番地、1572番地1、1580番地1、1582番地、1582番地1、1586番地、1595番地1、1596番地、1598番地2、1599番地、1621番地4、1785番地1から24、1792番地1から6、1793番地2から3、1793番地5から6、1794番地、1794番地7、1796番地2から11、1800番地1から2、1807番地、1807番地1、1810番地、1810番地2、

1812番地3から4、1823番地、1824番地1から3、1827番地1、1830番地3、1839番地1、1840番地、1842番地3、1843番地1、1849番地、1852番地、1853番地1、1854番地、1859番地、1861番地、1865番地、1869番地1、1871番地、1878番地、1878番地1、1887番地3から5、1887番地14から15、1887番地17、1902番地2、1902番地4まで、川崎町3番地20から24、3番地29、3番地34、3番地36から39、3番地44から45、3番地50、4番地3から4、5番地9から13、5番地15から16、6番地1、7番地2、7番地4、8番地1、8番地4から7、10番地3、10番地10から12、12番地、15番地1から2、15番地6から7、18番地1、18番地4から6、20番地1、20番地3から4、22番地1、22番地6から9、24番地3、24番地5、25番地1、25番地5、25番地8、27番地7から8、121番地5、122番地3から5、126番地3、126番地7から8、126番地10から11、126番地13から15、126番地17から20、126番地22から23、138番地、139番地、143番地2から3、143番地6から7、145番地3から5、150番地3から17、150番地19から22、150番地24から25、150番地26から29、160番地1から2、161番地1、5158番地まで、能褒野町241番地4、243番地2、1881番地、1881番地2、1881番地5、1882番地6、1898番地3、1898番地13、1899番地1、1900番地3の区域とする。

4 主たる事務所

亀山市田村町1582番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

原 博幸

亀山市田村町1528番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

9 認可年月日

令和6年6月21日